

新型コロナウイルス対応の特別措置法に 基づく緊急事態宣言を踏まえた本市の対 応について

1 特措法に基づく緊急事態宣言に係る神奈川県実施方針の骨子

- ・生活維持に必要な場合以外の外出自粛
- ・やむを得ず外出する場合、3密を避ける行動の徹底
- ・日常生活に必要な事業活動は、感染防止対策に留意のうえ継続
- ・学校は、5月6日まで原則として施設利用制限
- ・学校以外の施設は、外出自粛の効果を確認しながら実施

2 緊急事態措置を踏まえた考え方

国、県の要請を踏まえ、4月9日（木）から5月6日（水）までの間、市が主催する行事等、公共施設については、次の基準により対応する。

- (1) 市民が外出する機会、集合する場面を減らす。
- (2) 市外からの流入を避ける。

3 行事等及び施設の対応

- (1) 行事・イベント
原則、中止又は延期とする。
- (2) 会議
必要性を検討したうえで、開催する場合は、4月6日の本部会議で決定した対応を徹底する（資料1-2）。
- (3) 公共施設
現在休館している施設はその対応を継続し、開館又は利用制限している施設の対応は、「2 緊急事態措置を踏まえた考え方」により、資料1-3のとおりとする。

4 市民並びに事業者への周知

市ホームページ、緊急情報メール、施設のポスター掲示などで周知する。

問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（地域安全課）

電話 0463（82）9625